

「不動産における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」設置要領

(目的)

第1条 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年3月31日法律第22号)第2条第2項第39号により、不動産業者が特定事業者として位置付けられ、さらに「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)において反社会的勢力が不動産取引等の経済活動を通じて資金獲得活動を巧妙化させていることが指摘されていることに鑑み、不動産業界においても、業界全体の社会的責任の観点から、このような犯罪収益移転や反社会的勢力の排除を行っていくことを目的として業界各団体による連絡協議会を設置する。

(構成)

第2条 本連絡協議会は、以下に掲げる業界団体により構成する。

- 一 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会
- 二 公益社団法人全日本不動産協会
- 三 一般社団法人不動産協会
- 四 一般社団法人不動産流通経営協会
- 五 一般社団法人全国住宅産業協会
- 六 公益財団法人不動産流通推進センター

2 事業を円滑に処理するため本連絡協議会に幹事会並びに部会を置く。

3 本連絡協議会の事務は、公益財団法人不動産流通推進センター(以下「推進センター」という。)が行う。

(組織)

第3条 本連絡協議会に会長1名を置く。

2 前項の会長は、本連絡協議会構成員の互選により決定する。

(事業)

第4条 本連絡協議会において以下の事業を行う。

- 一 不動産業者各社における犯罪収益移転防止・反社会的勢力による被害防止に関する責任体制構築に関する申し合わせ
- 二 不動産業者各社における犯罪収益移転防止・反社会的勢力による被害防止に関する社員向け普及啓発用の資料、冊子等の作成
- 三 マネー・ローンダリングの疑わしい取引に関する届出事例情報の集約による情報の共有化
- 四 マネー・ローンダリングの疑わしい取引に関する届出事例情報の提供(各団体向け、各社向け、各従業員向け)

五 反社会的勢力に関する情報を集約するデータベースの管理・運営

六 犯罪収益移転防止・反社会的勢力による被害防止に関する研修等人材育成ツールの構築

七 その他本連絡協議会の目的を達成するために必要な事業

(その他)

第5条 この要領に定めがない事項については、必要に応じ推進センターが連絡協議会の議を経て定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年12月20日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要領は、平成24年8月2日から施行する。ただし、第1条の改正については、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要領は、平成27年5月22日から施行する。